

平成30年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成30年3月15日(木)

東洋町議会

余 白

平成30年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成30年3月15日(木) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名)

議長	西岡 尚宏 君	副議長8番	福島 登 君
1番	平山 照生 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	武山 裕一 君
5番	小野 正路 君	6番	今宮 裕明 君

欠席議員 (1名) 7番 田島毅三夫 君 (地方自治法第135条の規定による
出席停止)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	築地 仲音 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 1番 平山 照生 君 2番 高畠 俊彦 君

平成30年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成30年3月15日(木) 午前9時00分開議

- [日程第1] 承認第1号 専決処分事項「平成29年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を定めることについて
- [日程第2] 議案第1号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- [日程第3] 議案第2号 阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第3号 東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第4号 東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第5号 東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第6号 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第7号 東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定めることについて
- [日程第9] 議案第8号 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

- [日程第10] 議案第9号 東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第11] 議案第10号 東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 議案第11号 東洋町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第12号 平成29年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第13号 平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第14号 平成29年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第15号 平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第16号 平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第17号 平成30年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第18号 平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第20] 議案第19号 平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第21] 議案第20号 平成30年度東洋町後期高齢者医療保険特別会計予算を定めることについて
- [日程第22] 議案第21号 平成30年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第23] 議案第22号 平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第24] 議案第23号 平成30年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第25] 議案第24号 平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第26] 議案第25号 平成30年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第27] 議案第26号 東洋町地域防災センター新築工事請負契約の請負金額等の変更について
- [日程第28] 議案第27号 東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについて
(東洋町野根水産冷蔵施設)
- [日程第29] 議員派遣について
- [日程第30] 閉会中の継続委審査・調査の申し出について
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会
- [日程第31] 一般質問

[追加日程第1]発議第3号 東洋町議会の品位保持に関する決議について

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。

これより、平成30年第1回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間:9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、専決処分事項補正予算1件、条例11件、補正予算5件、当初予算9件、財産1件、その他1件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申出1件の計30件、それと一般質問であります。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

まず、7番、田島毅三夫君については、地方自治法第135条第1項の規定による一定期間の出席停止の懲罰が科せられておりますので、本日の会議には出席できないことになっております。

次に、本定例会1日目の議案でありました発議第1号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議について、提出資料に誤りがありましたので、お手元に配布した資料のとおり訂正いたします。

議案では会議規則第16条となっておりましたが、第14条の誤りでありましたので、本会議1日目に訂正した議案の提出日と併せて訂正をお願いいたします。

議案資料に不備がありましたこととお詫びするとともに、訂正箇所については、議会の議決にまで影響はおよばない、軽微な訂正と

判断し、議長権限による訂正といたします。

次に、3月8日に予算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。

最後に、平成30年3月12日付けで東洋町議会議員田島毅三夫君から議会処分への異議及び取消申立書というものが、議長に提出されました。

資料として配付しておりますのでご覧ください。

以上をもって諸般の、もとい、田島議員の報告書の報告を行います。

田島毅三夫議員は、この申立書に、差替え分も含めて、本定例会会期中である3月9日金曜日に提出し、さらに、休日である3月11日日曜日に、本件申立書の差替え版として、3月12日付けで議長に提出がありました。

配布した資料は、3月12日付けの本件申立書の差替え版であります。

3月9日の申立書を受けて、3月10日土曜日に、急きよ議会運営委員会を開催し、審議しておりますので、その結果もふまえて、議長の私から、本件申立書の取扱いについて、ご報告いたします。

まず、本件申立書の趣旨を読みますと、次のように書かれております。

違法、不当な退場および出席禁止の議員処分に対して、行政不服審査法第3条および地方自治法第133条の侮辱をあわせた法の趣旨にそって異議を申し立て、処分の撤回を要求する。

と申し立てております。

しかしながら、田島議員が根拠とする行政不服審査法では、議会の議決により科した懲罰は、行政不服審査法第7条の規定により

適用除外であります。

また、注意しても勝手な発言を繰り返す田島議員に対して、議場外への退去命令を下したことは、地方自治法第129条第1項に基づき、議場の秩序保持権を持つ議長の権限であり、議員はそれに従わなくてはならないものであります。

次に、田島議員が地方自治法第133条を根拠に、議長から侮辱行為を受けたとする田島議員の申し立て理由を読みますと、次のように書かれております。

3月7日の東洋町議会3月定例会において、辞職勧告を決議され、弁明中に、内容に個人的な弁解や反論があるとして弁明を拒否されたため、弁明とは正当性の証明だと異議を申し立てた結果、議長命令に従わないとして、退場を命じられたと申し立てておりますが、ここでは、田島議員は議長に対し、弁明とは正当性の証明だと異議を申し立てたと書いていますが、田島議員は、このような発言は一切しておりません。

この発言は、私の発言を要約したものであり、あたかも、田島議員が発言したかのように書いてあります。

このことは、当時の音声記録を聞いても、事実とはまったくかけ離れており、田島議員が意図的に書いたものと言わざるをえません。

また、不作為による弁明権の妨害などと、議長が田島議員の弁明を、わざとに妨害したかのように書いてありますが、田島議員には、弁明する機会を与え、弁明はさせております。

しかし、神聖な議会の議場にはルールがあります。

田島議員は、弁明中に議題外の発言にまで至ったことから、議会会議規則第54条の規定により、注意するも、それに従わなかったので発言を禁止したものであります。

議場のルールがある以上、議長として当然のことはただけのこととであります。

不作為でも妨害でもありません。

田島議員は、自身の言動を振り返り、事の解釈を改めるべきであります。

このように、事実に基づかない内容からすれば、田島議員からの異議の事実はなく、根拠とする地方自治法第133条の侮辱行為はなかったと証明することができます。

以上のことからすれば、田島議員の申立の趣旨は、まったく理由のない趣旨と言えます。

次に、田島議員に対する懲罰議案の弁明について、田島議員は本件申立書に次のように書いております。

弁明をしなかったが、それは、仮に弁明しても正当な弁明はできず、また、弁明禁止および出場停止の処分が出ることは明らかであり、そうなればさらに、自身の名誉が毀損され、屈辱を受けると考え弁明権を放棄した。反対討論によって反論しようとしたが、制止された。

と申し立てております。

ここでは、田島議員は弁明権を放棄した、反対討論によって反論しようとしたと書いておりますが、議長から議場外への退去命令が下されている田島議員は、議場の中へは一步も入ることができない身分であったので、弁明も討論もできるわけがありません。

また、討論を制止されたとありますが、議場へ入ることのできない田島議員が議場へ入ろうとしたところを、議会事務局長に止められ、田島議員に弁明する権利はあっても、議場外への退去命令が出されているので、必然的に弁明することはできないと説明し、田島

議員を制止したものであります。

本件申立書には、他にもいろいろと書いております。

しかしながら、その内容は、田島毅三夫議員独自の解釈による、持論を展開しているだけに過ぎないもの、また、勘違いしているものであります。

議会を誹謗することまで書いており、町民の代表である議員としての品格が著しく欠けていると言わざるをえません。

以上のことから、田島毅三夫議員の提出の申立書は、法令に基づく正規の手続きがなく、正当な理由がないのは明らかであり、この内容では、到底、議会で審議するには至らないものであると、議会運営委員会での審議結果をふまえたうえで、議会議長として、判断いたしましたので、その旨ご報告いたします。

このような行為に対し、一言申し上げます。

田島毅三夫議員は、自身に不都合なことが起こるたび、常に、このような手法をもって、町長や議会議長に対し、法的根拠のない文書を提出し、役場や議会を混乱させております。

今後、このような法的根拠のない、請求権のない請求は、東洋町議会としては、一切受理しないことを申し上げておきます。

最後に、本定例会では、懲罰を科されたにもかかわらず、反省もなく定例会会期中に、このような行動をとること自体、自粛すべきであります。

以上であります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

(議席より、議長と発言あり)

(西岡 尚宏議長)

はい。

3番小松熙君。

(議席から、動議を提出します、と発言あり)

小休します。

(動議内容を確認)

ただいま3番、小松熙君から、東洋町議会の品位保持に関する決議案が提出されました。

この動議については、会議規則第16条により所定の賛成者がおりますので成立しています。

ここで、休憩に入ります。

(休憩時間:9時14分)

資料の配付

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:9時22分)

ただいま、お手元に配布したとおり、東洋町議会の品位保持に関する決議案についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とす

3番議員

ることに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員であります。

よって、この動議は日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに可決されました。

これより追加日程第1、発議第3号、東洋町議会の品位保持に関する決議の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、小松熙君。

(小松 熙議員)

発議第3号、「東洋町議会の品位保持に関する決議」について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。

提出者は私、小松熙、賛成者は、小野正路、高畠俊彦、今宮裕明、武山裕一、福島登、平山照生、の各議員であります。

提出理由を、説明したいと思います。

この決議案は、東洋町議会の品位の保持に関する決議案であります。

それでは、決議案を、朗読したいと思います。

東洋町議会の品位保持に関する決議案、我々、東洋町議会議員は、町民から付託を受けた立場と職責を十分に認識し、常に品格を備え良識をもって町民の模範となるよう行動する責務を有する。

しかるに、一部議会議員によって、他の機関への不当な働きかけや法令、条例等に基づかない言動が繰り返されることは、議会の品位を汚し、また、その権威及び町民の信頼を著しく失墜させ、議会

<p>議長</p>	<p>の円滑な運営を阻害するものでしかなく、厳に慎むべきである。</p> <p>議会議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじるためには、法令、条例等を遵守し、民主的な議会運営を目指す者でなくてはならない。</p> <p>よって、東洋町議会の品位を保持するために、議会議員の品格と能力を高める不断の研さんによって、町民の代表機関として、ふさわしい行動をすることをここに決議する。</p> <p>以上、決議する。</p> <p>平成30年3月15日、東洋町議会。</p> <p>なお、決議案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。</p> <p>これより、討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p>
-----------	---

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、発議第3号、東洋町議会の品位保持に関する決議の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程に入ります。

日程第1、承認第1号、平成29年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出されたすべての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお、従わない場合は発言を禁止します。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手願います。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

<p>8番議員</p>	<p>8番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>早速、質疑を始めたいと思います。</p> <p>承認第1号、専決処分事項、平成29年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについて、質疑します。</p> <p>議案説明時に、ふるさと納税の返礼品費の予算が不足したことによる、急きよの補正とお聞きをいたしました。</p> <p>これによりまして、平成29年度のふるさと納税の見込みをお聞きをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員の質疑に、お答えいたします。</p> <p>平成29年度のふるさと納税の見込みについてでございます。</p> <p>3月14日時点、昨日の時点になりますが、ふるさと納税の寄付額は、9千530万円余りで、申込み件数は、1万1千160件となっております。</p> <p>最終の寄付額といたしまして、9800万円程度と見込んでおります。</p> <p>参考として申し上げますが、前年度と比較しますと、約2350万円の増額となる見込みでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている、問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

次に、賛成者の討論はありませんか。

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1号、平成29年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第2、議案第1号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

<p>8番議員</p>	<p>質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>質疑を始めてください。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>議案第1号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。</p> <p>議案説明時に、税率、納める回数及び納期に変更があると説明を受けました。</p> <p>このことについては、住民の皆さまに、直接関わる事柄であるため、理解しやすい内容での事前の周知が必要と思いますが、これについて説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>それでは福島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>住民の皆さんの事前周知でございますが、広報2月号で、平成30年の4月から国保制度が変わりますというタイトルで、掲載をしたところでございます。</p> <p>その中で、県が国保運営の責任主体となるため、国保税の引上げも含めて、現在、協議していますということで、広報に掲載をいたしました。</p> <p>さらに、来月4月に、また広報を発行するんですけれども、4月発行予定の4月号では、今回議会で条例改正案の議決をいただけま</p>

議長

すと、具体的に税率、また、税額を含めた、住民の皆さんに分かりやすい内容で周知を図っていきたいと考えております。

平たく言いますと、住民の皆さんは、今回の税率改正によってどれくらい国保税が上がるのかが、一番関心を持っているところだと思いますので、数字的な部分も含めて、広報に掲載をしたいと考えております。

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第1号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第3、議案第2号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>質疑を始めてください。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>議案第2号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、次のことをお聞きをいたします。</p> <p>一つ目です。</p> <p>議案の標題に、阿佐海岸鉄道株式会社等とございます。</p> <p>阿佐海岸鉄道株式会社以外にも、この条例改正が適用される団体等があるのか、お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>福島議員のご質問に、お答えをいたします。</p> <p>この阿佐海岸鉄道株式会社等とはですね、阿佐海岸鉄道株式</p>

<p>議長</p>	<p>会社と阿佐東線連絡協議会の二つの団体に対する固定資産税の課税免除を適用する条例となっております。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>二つ目の質問です。</p> <p>適用期間を、平成29年度から、さらに5年間延長し、平成34年度までに改正しようとする、という議案説明をいただきました。</p> <p>阿佐海岸鉄道の阿佐東線についてはですね、平成32年度2022年度までに、DMV 導入関係で、車両等の資産が増大すると思われませんが、その資産も含めて課税免除とするのか、説明をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>福島議員のご質問に、お答えをいたします。</p> <p>この条例の適用期間は、平成34年度までとなっておりますので、仮に、ご質問があるように、平成32年度までにDMVを導入し、阿佐海岸鉄道株式会社が所有する償却資産であれば、当然この条例が運用されているのであれば、課税免除の対象資産となります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>8番議員</p>	<p>8番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>続いてですね、町内には、他にも出資する団体があると思いますが、それに対しての固定資産税の課税免除、あるいは、減免措置はないのかどうか、お聞きをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>福島議員のご質問に、お答えをいたします。</p> <p>固定資産税の課税免除、減免世帯についてはですね、現在、阿佐東線と阿佐東線連絡協議会、この二つの会社に、課税免除の適用がされております。</p> <p>この他に、あるのかということなんですけれども、現在、ございません。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p>

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決します。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号、東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

住民課長

(蛭子 浩久 住民課長)

福島議員の質疑に、お答えをいたします。

今回の条例改正では、保険者となる市町村が加入する広域連合間での影響はありますが、制度の利用者には特段の影響はございません。

以上です。

議長

(西岡 尚宏 議長)

8番、福島登君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第5号、東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第6号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。</p> <p>1番、平山照生君。</p> <p>質疑を始めてください。</p>
1番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>私からは、議案第6号、東洋町介護保険条例一部改正についてを質問します。</p> <p>今回の改正は、介護料金の引上げであって、多くの町民の方も関心があると思いますが、言葉が分かりにくいので簡単に整理してみます。</p> <p>第1号被保険者とは、65歳以上の方で、原因を問わず、介護が必要であると認定されれば、介護保険が利用することができるということですが、これに間違いはありませんか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、平山議員の質疑に、お答えいたします。</p> <p>第1号被保険については、平山議員がおっしゃるとおり、65歳以</p>

	<p>上の方達が、第1号被保険者になります。</p> <p>介護サービスの利用については、介護が必要であると認定審査会で認定を受けることにより、サービスを利用することができます。</p> <p>ただし、介護保険料に滞納があった場合につきましては、滞納期間により、サービス利用について、サービス費用の全額自己負担を一旦行っていただくなどとなっております。</p> <p>詳細につきましては、質疑第6号資料、1番のパンフレットに記載をされておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、平山照生君。</p>
1番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>第1号被保険者の保険料は、3年ごとに改める必要があるとされていいますが、これは、第1号被保険者の保険料を3年間同一にするもの、または、介護保険料基準額を3年間変更しないで適用し、保険料は、年ごとの所得によって変動するとするもののどちらですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>平山議員の2回目の質疑に、お答えいたします。</p> <p>介護保険料基準額と保険料率につきましては、3年間適用しま</p>

<p>議長</p>	<p>す。</p> <p>第1号被保険者の該当年度の保険料につきましては、その方の前年の所得及び世帯の所得によって決定をします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、平山照生君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>3番の質問に入ります。</p> <p>提案理由書の、保険料、介護保険料基準額、東洋町介護保険条例第2条1項で使用されている保険料率、それぞれ、よく分かりにくいのですが、違いを説明してください。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>平山議員の3番目の質疑に、お答えいたします。</p> <p>保険料とは、各所得段階別の保険料となります。</p> <p>介護保険料基準額とは、条例第2条第1項第5号に規定されるものに該当する保険料となります。</p> <p>改正後の介護保険料基準額では、8万8千800円が基準額となります。</p> <p>東洋町介護保険条例第2条第1項で、使用されている保険料率につきましては、第2条第1項第1号から第9号及び第2項の保険料</p>

	<p>調整率をかけた保険料を指しております。</p> <p>なお、各段階別の保険料調整率につきましては、質疑第6号資料2番をご参照ください。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、平山照生君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>最後の質問です。</p> <p>東洋町介護保険条例第2条1項で規定されている、各号の区分で、一番多くの町民が対象となっておる区分と、新たに値上げとなる金額、年額を、その区分について、説明してください。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>平山議員の4番目の質疑のお答えいたします。</p> <p>一番多くの町民が、該当となる区分につきましては、所得段階第1段階になります。</p> <p>該当者数は、548人となっており、第1号被保険者数の約41パーセントを占めております。</p> <p>第1段階の増額分につきましては、年額1010円となっております。月額では、3千246円から、3千330円となっており、84円の増額となります。</p>

議長

その他の各段階別該当者人数増額分につきましては、質疑第6号資料2番をご参照ください。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

1番、平山照生君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

反対者の討論はありませんか。

他に討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第6号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

	<p>日程第8、議案第7号、東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>質疑を始めてください。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p>
	<p>議案第7号、東洋等指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定めることについて、でございます。</p> <p>居宅介護支援事業所に係る権限が、県から町へ移譲されたということではありますが、移譲に伴う東洋町が行わなければならない事務作業等に対する、何らかの支援があるかどうかを、お聞きいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>
	<p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から福島議員の質疑に、お答えいたします。</p> <p>県から町へ移譲される事務について、現在、県で行われている居宅介護支援に関する各種申請及び届出関係が本町で行われるようになりますが、その事務について、県からの支援はございません。</p> <p>以上でございます。</p>

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第7号、東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定めることについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時15分です。

(休憩時間 9:58)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間 10:15)

日程第9、議案第8号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第8号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を、議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

他に討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第9号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に

関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を、議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

8番、福島登君。

質疑を始めてください。

8番議員

(福島 登議員)

議案第10号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、お聞きをいたします。

条例に、指定特定相談事業者を追加する改正内容であると説明を受けましたが、この改正により、介護を必要とする方へのサービスはどのように変わりますか。

<p>議長</p>	<p>また、町内に指定特定相談事業所があるかどうか、お聞きをいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、福島議員の質疑に、お答えいたします。</p> <p>介護を必要とする方へのサービスについては、変更はございません。</p> <p>指定特定相談事業者を追加することについて、障害者の方が、65歳の第1号被保険者になられた時に、障害福祉サービスから介護サービスへスムーズに移行できるように、連携に努めなければならないようになっております。</p> <p>本町の指定相談事業所は、役場内にあります、東洋町相談支援事業所と居宅介護支援事業所あやめの二ヶ所となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。</p> <p>これより、討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p>

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、東洋町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第11号、東洋町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号、平成29年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号、平成29年度東洋町一般会計補正予算

第4号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を、議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第13号、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第14号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第14号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第15号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第16号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。</p> <p>これより、討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。これで、討論を終わります。</p> <p>これより、議案第16号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18、議案第17号、平成30年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より、報告いたします。</p> <p>3月8日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成30年</p>
------------------	--

度東洋町一般会計予算について審査を行いました。

質疑の主な内容を報告します。

なお、質疑の詳細については、報告書を参照ください。

まず、歳入から報告します。

町有野積場使用料60万円について、甲浦未来会が管理する公園を、無料で貸出しているが、申請の手続きを進める。

また、管理については、2年ほど前に、更地に戻すという話もあったが、公園建設に至った寄付者の同意もいるという連絡後、現在まで返事はない。

次に、DMV 導入促進事業3750万円については、DMV 車両の製作と甲浦駅舎の改修に着手するなどの質疑答弁がありました。

続いて、歳出について報告します。

まず、総務費では、野根川再生計画委託料2千万円については、本年度で3年目を迎える野根川の振興計画であるが、鮎量増加を基本に、リバーウォークの宣伝や急速冷蔵庫に鮎をストックし、ふるさと納税の返礼品などの活用を目指す計画であるなどの質疑答弁がありました。

次に、民生費では、出産奨励金290万円については、第1子20万円、第2子30万円、第3子以降50万円を交付し、10名を見込んでいるなどの質疑答弁がありました。

次に、衛生費では、芸東衛生組合負担金6080万円については、焼却施設を取壊し、ストックヤードを建設する費用で、室戸市と本町の負担割合は8対2であるなどの質疑答弁がありました。

次に、農林水産費では、環境制御技術普及促進事業費補助金370万円については、ビニールハウス内の一酸化炭素を排出しながら作物が育ちやすい環境に調整する装置を導入する補助金で、生

産者4件分の費用であるなどの質疑答弁がありました。

次に、商工費については、商工持続発展支援事業補助金500万円については、1件100万円で5件分の費用であるなどの質疑答弁がありました。

次に、土木費については、橋梁補修及び耐震補強工事3200万円については、甲浦地区では王子田橋、小池小橋、高良橋、野根地区では鏡田橋、浦1号橋を計画しているなどの質疑答弁がありました。

次に、消防費については、野根地区津波避難タワー設計委託費700万円については、東町地区集会所付近の町有地と隣接する土地を購入し、建設する計画であるなどの質疑答弁がありました。

最後に、教育費については、児童生徒学生等入学支援金690万円については、小中高校進学時に10万円、大学、専門学校進学時に20万円支給する。小学生9名、中学生8名、高校生18名、大学、専門学校生17名分の費用であるなどの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

議長

	<p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>はい、私は、平成30年度東洋町一般会計予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。</p> <p>地方交付税が、昨年引き続き、減額が見込まれる厳しい予算状況の中で、基金からの繰入金を計上しつつ、現状を踏まえた予算措置となっており、東洋町における最も重大な防災減災対策への重点配分、また、今年度も引き続き地方創生事業を積極的に取り入れ、とりわけ、在宅介護手当に予算を手厚くするなど、メリハリのある予算となっております。</p> <p>このことから私は、平成30年度東洋町一般会計予算に賛成をいたします。</p>
<p>8番議員</p> <p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>次に、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p>

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>他に討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。これで、討論を終わります。</p> <p>これより、議案第17号、平成30年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第19、議案第18号、平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より、報告いたします。</p> <p>3月8日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p>
------------------	---

議長

住宅新築資金等貸付助成事業県補助金1562万7千円については、滞納整理のための強制執行や督促等にかかる費用への補助金であるなどの質疑答弁がありました。

慎重審査した結果、本案については、賛成全員で、原案のとおり可とすることに決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第18号、平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を、挙手により採決

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第20、議案第19号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について、審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>国保運営協議会委員報酬10万2千円について、委員構成は医療関係者3名、広域関係者3名、一般3名の9名で組織しているなどの質疑答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で、原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
------------------	--

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第19号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を、挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

<p>予算審査特別委員長</p> <p>議長</p>	<p>日程第21、議案第20号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、審査を行いました。</p> <p>本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、本案については、賛成全員で、原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、討論を行います。</p>
----------------------------	---

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>まず、反対者の討論はありませんか。 (議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。 (議席より、なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。これで、討論を終わります。</p> <p>これより、議案第20号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。 本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第22、議案第21号、平成30年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より、報告をいたします。</p> <p>3月8日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成30年度東洋町介護保険事業特別会計予算について、審査を行いました。</p>
------------------	---

議長

質疑の主な内容を報告します。

なお、質疑詳細については、報告書をご参照ください。

介護保険さがせるネット利用料2万6千円については、第一法規出版が管理する介護保険制度のシステム利用料であるなどの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で、原案のとおり可とするものに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>これより、議案第21号、平成30年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第23、議案第22号、平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成30年度東洋町介護サービス地形特別会計予算について、審査を行いました。</p> <p>ホームヘルプサービス事業収入720万円について、利用者数は、障害者1名を含む17名が利用しているとの質疑答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で、原案のとおり可とすることに決定しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
------------------	---

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第22号、平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を、挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>日程第24、議案第23号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成30年度東洋町下水道事業特別会計予算について、審査を行いました。</p> <p>経営戦略策定委託料264万7千円については、公営企業会計は平成32年度までに経営戦略についての策定が義務づけられているとの質疑答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で、原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p>

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>これより、討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第23号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第25、議案第24号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山照生予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について、審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容報告します。</p>
------------------	---

議長

なお、質疑の詳細については、報告書を参照ください。

旧甲浦取水施設取り壊し工事150万円について、着工時期は渇水時期の11月から2月を予定しているなどの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で、原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第24号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>会計予算を定めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第26、議案第25号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山予算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計予算について、審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>生見駐車場使用料1088万円について、駐車台数は1万7千台を見込んでいるなどの質疑答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で、原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
------------------	--

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第25号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第26号、東洋町地域防災センター新築工事請

負契約の請負金額等の変更についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第26号、東洋町地域防災センター新築工事請負契約の請負金額等の変更についての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第27号、東洋町公の施設、東洋町野根水産冷蔵施設に係る指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

8番、福島登君。

<p>8番議員</p>	<p>質疑を始めてください。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>はい、議案第27号、東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについて、野根漁業協同組合を東洋町水産冷蔵施設の管理者に指定することについて、指定管理を受けるにあたっての事業計画書が議会に提出をされております。</p> <p>事業計画書の内容について、住民の方にも、よく分かるような説明をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質疑に、お答えします。</p> <p>議案第27号で、産業建設課長から説明がありましたが、平成30年2月から、野根漁業協同組合が取組みを進めてきました、儲かる漁業が開始されました。</p> <p>この事業計画の内容としましては、小型のアジ、サバ、イワシ等が大量に水揚げされた時、魚価が値崩れして、取引されるため、捕れるほど重労働との悪循環になっていました。</p> <p>この冷蔵施設を活用して、小型の魚が大量に捕れた時、値崩れしない範囲の漁獲量については鮮魚で販売し、残った魚は、冷凍庫で保管をして、養殖用の餌として、養殖業者等に販売をして、水揚げ金額の増加を図っていく計画内容となっております。</p> <p>以上になります。</p>

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第27号、東洋町公の施設、東洋町野根水産冷蔵施設に係る指定管理者を指定することについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、平成30年5月28日、東京国際フォーラムにおける正副議長研修会に議員派遣したいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第30、閉会中の継続審査・調査の申出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りいたします。

それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

時間が中途半端なので、ここでもう、休憩をいたします。

再開は、1時からです。

(休憩時間:11時10分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間:13時00分)

日程第31、一般質問を行います。

質問時間は1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一

	<p>答方式で行います。</p> <p>なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき3回まで認めますが、再問は執行部からの答弁に対する質問といたします。</p> <p>次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上挙手願います。</p> <p>質問の通告が3名ありました。</p> <p>初めに、小松熙君、件名は DMV 導入についてであります。</p> <p>答弁者は、町長ほかとなっております。</p> <p>3番、小松熙君、質問を始めて下さい。</p>
3番議員	<p>(小松 熙議員)</p> <p>東京オリンピックにあわせて DMV が阿佐海岸鉄道に導入されると聞いていますが、町としてはどのように取組んでいくのか。</p> <p>DMV は、世界初の試みであり、当初は、マスコミ及び世界中より来町者が来ると思うが、持続させるために、どのような対策をとるのか、町民一丸となって考えねばならないと思いますが、町長、そういう組織を作る気はないか聞きます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>小松議員に、お答えをいたします。</p> <p>ご質問のですね、組織づくりということでございますけれども、これ</p>

は、町内に取組みを行うかという解釈でよろしいでしょうか。

DMV 導入に向けましては、現在、幹事会や協議会でも活性化策、活用策などについての導入計画等と同様に、並行して議論をされているところでございます。

今、この計画が、若干遅れ気味になっておりますが、この計画の進捗状況とも関連をしてくると思われまますので、海陽町とも連携した取組みの中です、ご提案の件につきましても、検討して参りたいというふうに考えております。

持続可能というようなこともございますけれども、今のところ、具体的なところまでは、詰めておりませんけれども、この効果をですね、一過性のものにしないということが大事なことだというふうに思っております。

また、魅力があるイベントをですね、継続的に実施していく、また、他の導入を期待している他の線区などに、車両を貸し出すことも、検討されているようでございますけれども、現時点では、まだ詰めなければならない点が、多々あるというところもございます。

ということで、理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(西岡 尚宏議長)

3番、小松熙君。

3番議員

(小松 熙議員)

DMV デュアルモードビーグルが、2020年、東京オリンピックにあわせて、阿佐海岸鉄道に導入されれば、東京オリンピックで、東洋町は、金メダルをとったようなものだと思います。

三週間前に、お隣韓国で冬季平昌オリンピックが開催され、今現

	<p>在は、パラリンピックが開催されておりますが、日本国中、いや、世界中の人々が金銀銅のメダルに、一喜一憂したのを皆さんも記憶に新しいことと思います。</p> <p>ただこれが、1年、2年、3年と経つにつれて、記憶から遠ざかって行きます。リピーターを巻き込むのはどうしたら良いか、町中で考えていきませんか。よその町は、知りません。</p> <p>町長は、そういう組織を作ることをどう考えておりますか。</p> <p>東洋町の金メダルを光り輝くものにしませんか。</p> <p>微力ながら私も全力で協力します。</p> <p>協力させてください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>進捗状況が、あまり進んでいないような状況でございますので、あまり、お答えできませんけれども、各議員の皆さま方のご理解とご指導を、今後とも、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3番、小松熙君、よろしいですか。</p> <p>(議席より、はい、結構ですと発言あり)</p> <p>3番、小松熙君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、福島登君の質問を許します。</p>

8番議員

件名は、政策提言の進捗状況についてであります。

答弁者は、町長、副町長、教育長、課長、課長補佐となっております。

8番、福島登君、質問を始めて下さい。

(福島 登議員)

はい、私からは、政策提言の進捗状況等について、ご質問を何点かさせていただきます。

資料としてですね、A4の1枚ものの議会だよりの裏をコピーしたものがございます。皆さんありますか。

それを、ちょっと見ていただきながら、質問を聞いていただきたいと思います。

平成28年9月の議会定例会において、執行部に提出した政策提言について、提言を大きく4つに分け、その中で住民懇談会での住民意見をまとめ、提言をいたしております。

この提言内容について、何点か項目をあげさせていただいて、質問したいと思いますので、お答えをよろしくお願いいたします。

始めにですね、1つ目の提言として、南海トラフ地震対策についてでございます。

この件についてはですね、過去にも、同僚議員、私も含めて質問が重複すると思いますが、今回、改めて提言に対しての取組みということで、ご答弁をよろしくお願いいたします。

1つ目です。

災害時の避難所の運営、応急仮設住宅の建設場所、遺体の検案、安置、埋葬場所の検討について、提言以降の取組みについて、お聞きをいたします。

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

(大坪 靖幸総務課長)

福島議員のご質問に、お答えいたします。

まず、避難所の運営についての取組みでございます。

発生頻度の高い地震、津波の想定に基づきまして、町内 17 ヶ所において、避難所運営マニュアルの策定を進めております。

今月末には、甲浦小学校及び野根地区防災活動拠点施設の運営マニュアルが完成する予定となっております。

残りの15の施設につきましても、平成31年度までの策定を目指し、取組みを進めているところでございます。

次に、応急仮設住宅の建設場所についてでございます。

本町では、平成28年度になりますが、応急機能配置計画を策定をしております。

この計画では、応急仮設住宅建設場所の適地といたしまして、生見ヘリポート周辺、生見総合運動場、押野地区農村公園などを想定しております。

続きまして、遺体検案、安置所についてでございます。

最大クラスの地震、津波が発生した場合、本町では、現在、施設や適地が確保できない状況にありまして、今後、関係機関との協議により、候補地の選定などを進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

3番、福島君。

議長

8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、次の質問に移ります。</p> <p>2つ目に、各地区の津波高が詳細に分かるハザードマップの作成、全戸配布についてでございます。</p> <p>すでに、配布しているハザードマップ作成以降にですね、新たに、防災施設が数多く完成をいたしております。</p> <p>現在、整備予定の施設もございますが、マップの更新について、お考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問に、お答えします。</p> <p>現在のハザードマップは、平成25年2月に作成いたしまして、全戸配布されたものであります。</p> <p>作成当時には、整備を計画していた防災施設の掲載をしております。</p> <p>このハザードマップでございますが、被害の予測、避難経路及び避難場所の情報が図示されておまして、人命を最優先に確保する避難対策として、非常に有効であると承知をしております。</p> <p>マップの更新につきましては、新たな防災施設も整備されておりますので、更新の必要性、時期を見定めながら、県などの補助事業の活用も念頭に検討をして参りたいと考えております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>8番議員</p>	<p>先ほど、8番福島君というのを、3番福島君と言いましたので、訂正をお願いいたします。</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>先ほどのマップについてはですね、やはり、住民の方も関心を強く持っておられます。</p> <p>防災施設、今、まだ、整備前のもものもございしますが、ある程度の時期にきた時にはですね、ぜひマップ、また、分かり易いようなマップの作成をお願いしたいと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>食糧、水の分散、備蓄の実施について、提言以降の実施について、提言以降の取組みがございましたら、お答えをよろしく願いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問に、お答えします。</p> <p>当町の食糧や水につきましたの分散、備蓄は不十分であると認識をいたしております。</p> <p>本町では、まず、津波から命を守る対策を最優先といたしまして、避難場所や避難路の整備を進めて参りました。</p> <p>あわせまして、防災資機材などにつきましたも、順次整備を進めてきているところでございます。</p>

	<p>提言をいただいております、食糧や水の分散、備蓄は命を繋ぐ対策として、その重要性は認識しておりますが、取組まなければ、課題も多く、まだ、実施には至っておりません。</p> <p>今後、自主防災組織とも協議を重ねまして、実現に向け取組みを進めて参りたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>1つ目の質問にもございましたが、避難場所の運営マニュアルを何ヶ所か、もう、そろそろ完成ということで、引続きあるということですが、この分散、備蓄についてはですね、その辺りを重点に進めていただきたらなというふうに考えておりますので、ぜひ、今後も進めていっていただきたいと思います。</p> <p>この南海トラフ地震対策については、予算措置が、やはり、あるということで、町長も今までもご答弁をいただいております。</p> <p>それらも含めて、ぜひ、考えていただきたいと考えております。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>提言2の人口減少対策についてでございます。</p> <p>移住促進相談員を配置し、移住、定住対策の実施について、提言以降の取組みがございましたら、よろしく願いをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

福島議員のご質問に、お答えします。

移住相談員を配置し、移住、定住対策の取組みについてでございます。

提言を受けまして、まだ移住相談員を配置することはできておりませんが、地域移住サポーター2名を配置いたしまして、移住を希望される方や、移住した方の暮らしに関する様々な不安や心配事についてのアドバイスのほか、地域の空き家や仕事の情報収集に協力をしていただける体制をとっております。

これまでの取組みですが、高知県主催で大阪や東京で開催されます高知暮らしフェアや、東京で開催されました、地域おこし協力隊の募集相談会などに参加をしております。

また、高知県全体になりますが、去年の10月には、一般社団法人高知県移住促進人材確保センターが開設されており、移住規模者のサポートと、就職希望者のマッチングの窓口が一つにまとまり、情報などをスムーズに提供できる体制が整っております。

さらには、高知県内への移住に不安を感じている方には、二段階移住などを提案することによって、安心して移住に踏み出していただけるような仕組みづくりもできております。

本町での移住の相談件数も増加傾向にあり、相談者に対応できる専門の相談員を配置することは、必要であると考えておりますので、引き続き、移住相談員の確保に向けて、取組んで参りたいと考えております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

<p>8番議員</p>	<p>8番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>はい、ご答弁の中にですね、移住の相談が増えているというふうな、ご答弁いただきました。</p> <p>相談員の配置がされていないサポーター、聞くとところによると、お二人、サポーターがおるということで、件数と、通告はしてないですけど、件数が何件あって、実際に移住に繋がったという資料がありましたら、ご答弁いただけたらなと思いますが、お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問に、お答えいたします。</p> <p>まず、28年度の移住の相談件数になりますが、22件ございまして、その内、移住に繋がった件数が4組11名でございます。</p> <p>また、高知暮らしフェアということで、大阪の方の会場では、相談件数が、16組の21名の相談を受けております。</p> <p>そして、29年度になりますが、こちらの件数が45件ございまして、その内、移住に繋がったのが2組2名ということになっております。</p> <p>また、こちらも、高知暮らしフェアで、去年の6月に大阪会場では相談者が12名、東京会場でも相談者が18名、それと、29年12月では、大阪会場で相談者は4名ということになっております。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>ご答弁いただきました。</p> <p>それだけ、やはり、相談があるということはですね、今後、ぜひですね、移住相談員の配置をお願いしたいと思います。</p> <p>それらによってですね、移住から定住に繋がるような施策を、ぜひ、とっていただきたいと考えています。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>3つ目の提言でございます。</p> <p>産業振興対策についてでございます。</p> <p>農業者、漁業者への補助金の周知徹底について、提言以降の取組みがございましたら</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、過ぎてますか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あの、提言2の地域おこしのところ、飛ばしたけど、よろしいですか。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p>

議長	<p>提言2、地域おこし飛ばしましたか。 すみません、結構です、すみません。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、その質問をせな… 飛ばしますか。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>いや、飛ばしません。 私の資料の中で、ちょっと抜けてしまいました。 すみません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小休します。</p> <p>一般質問通告書の内容を確認。</p> <p>再開いたします。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>すみません。 もう一度、お願いします。</p> <p>地域おこし協力隊を増員し、町内で、企業支援及び実施について、提言以降の取組みについて、何かございましたら、よろしくご答弁お願いいたします。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質問に、お答えをいたします。</p> <p>地域おこし協力隊につきましては、観光振興を1人、海の駅で1人、募集を、昨年、高知暮らしフェア大阪会場で2回、東京会場で1回、また、高知ふるさと応援隊募集相談会1回、募集活動を行ってきましたが、応募がないのが現状です。</p> <p>今年の2月に、ようやく2名の応募がありまして、その内1人に採用通知を出しましたが、辞退をされております。</p> <p>現在、地域おこし協力隊につきましては、海の駅長1人となっている状況です。</p> <p>このことから、地域おこし協力隊を増員し、企業支援への事業を検討するところまでは至っておりません。</p> <p>なお、今後も引き続き、募集活動を行っていき、人員が確保できれば、企業支援やその他の事業を含めて、検討を行っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>先ほどは、失礼しました。</p> <p>この地域おこし協力隊については、もう、他の市町村では、10名以上の方がおられるともありますので、募集の方法等も含めてで</p>

	<p>すね、もう少しアピールも含めて、検討をしていただきたいと考えております。</p> <p>自然が豊かですのでね、アピール次第では、何とかね、もう少し、応募があると思うので、その辺よろしく願いいたします。</p> <p>それでは先ほどの続きとして、3つ目の提言について質問したいと思います。</p> <p>3つ目の提言で、産業振興対策についてでございます。</p> <p>漁業者、農業者への補助制度の周知徹底について、提言以降の取組みについて、何かございましたら、答弁をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員に、お答えをいたします。</p> <p>平成29年10月号の広報により、特に、利用が多い遊休農地等有効活用事業補助金並びに有害鳥獣防止柵補助金の内容を掲載をいたしております。</p> <p>また、その他の補助制度につきましても、30年度に、広報やチラシによる掲載をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>

8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、様々な補助制度を有効に活用できますね、漁業者、農業者の就業、または、仕事が続けられることによって、少しでも、人口削減の歯止めや移住に繋がると思っていますので、ぜひ、今後とも、説明会を開くなどの取組みを続けていただきたいと考えてます。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>政策提言4つ目です。</p> <p>職員の接客姿勢の改善と、庁舎案内看板の設置についてでございます。</p> <p>各部署の配置が分かる案内表示の設置について、提言以降の取組みがございましたら、答弁をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問に、お答えいたします。</p> <p>職員の接客姿勢の改善と庁舎案内看板設置についてのご質問でございますが、まず、接客につきましては、新規採用職員は、初任者研修を受講しておりまして、その研修の中で、接客やビジネスマナーなどの研修を受けております。</p> <p>また、平成30年度には、全職員を対象とした接客研修を実施する計画でございますが、今後の職員の接客向上に努めて参りたいと考えております。</p> <p>次に、庁舎案内看板についてでございます。</p> <p>政策提言を受けまして、来庁された住民の方が利用されます窓</p>

	<p>口を、より分かりやすくするため、正面玄関から入られた柱に各部署の案内表示を、また、各部署には、業務内容を記した看板を設置をさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、今日、取り上げなかった、その他の提言も含めてですね、実施については、予算措置も伴うと思います。</p> <p>今後も検討していただき、実施に向け、ご努力をお願いして、私の質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、平山照生君の質問を許します。</p> <p>件名は、海の駅運営等についてであります。</p> <p>答弁者は、町長、産建課長他となっております。</p> <p>1番、平山照生君、質問を始めてください。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>私からは、海の駅の運営等についてお聞きします。</p> <p>企業が倒産する最大の原因は、投資の失敗であり、投資を行う際に、投資した金額を、3年未満で回収できる見通しがあるのか、ないのかなどといわれております。</p>

<p>議長</p>	<p>そこで、次の質問をします。</p> <p>海の駅は起業、仕事として始めてから、どのくらいの期間が経過しておりますか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>議長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>平山議員の質問に、お答えをいたします。</p> <p>海の駅の起業から、どのくらいということですが、最初の開始はですね、プレハブをリースいたしまして、平成19年12月30日にプレオープンをいたしまして、平成20年1月から試験営業を行い、平成20年度に、海の駅を新しく建設をいたしまして、平成21年4月から本格的に営業を開始をしております。</p> <p>また、平成21年度からは、株式会社東洋リポルトへ指定管理を行い、平成24年7月の26日の火災による焼失されるまで、運営を行っております。</p> <p>その後、平成26年1月に再建をいたしまして、現在に至るまで、町直営により運営を行ってきました。</p> <p>試験営業から約10年を経過していますが、その中では、焼失後から再建までの約1年半は、営業を中断していることとなります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、平山照生君。</p>

<p>1番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>海の駅の月別累計売上などは、報告されておりますが、経費などについては、報告されていません。</p> <p>そこで、全部の売り上げ、全部の経費を勘案した利益が、一体いくらあるのか、直近の1年分について教えてください。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>平山議員の質問に、お答えをいたします。</p> <p>別紙で、お配りしております、平成28年度海の駅収支状況という資料を配付しておりますが、それを、ご参照いただきまして、報告書の1枚目は、月別の物販と食堂の売上額、それと、来客数について計上しております。</p> <p>2枚目につきましては、1、収入では販売手数料として、物販売上1億5千663万5274円に対しまして、町内が15パーセントで、町外が20パーセントの手数料といたしまして2637万581円、それと、食堂の売上として2039万4862円、施設使用料として3千円、収入合計が4千676万8443円としております。</p> <p>2番目の支出、賃金から負担金補助及び交付金までの合計が、3935万6412円を差引をいたしますと、741万2031円の黒字となっております。</p> <p>ただし、消費税支払い分257万8300円につきましては、観光施設事業特別会計全体に対しての消費税となりますので、この海の駅の事業の支出には含めておりません。</p>

	<p>また、担当職員1名分の給料や地域おこし協力隊1名分の報酬につきましても含まれておりませんので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、平山照生君。</p>
<p>議長</p> <p>1番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>3番の質問に移ります。</p> <p>今、産建課長から利益について説明をいただいたんですが、あまり、儲かってないような感じに見えます。</p> <p>一般的に、公が管理をしたら、効率が上がらないということにされておりますが、今のご説明で、利益が700万ぐらいで、手数料の15パーセントとか、10パーセントにも届いてないということで、こんな調子でおったらいつまで経ったって、あんまり、町が手を離したら、単独でやっていけるようなふうには、あまり、見えないんです。</p> <p>いっぺんに、そりゃということはないんですが、この際、町が手を引いて、ここの関係者に組合を作るとか、一般社団法人にすることを考えていただいて、徐々に、町の方から離れていってもらって、自立していけるようなことを考えてもらったらと思います。</p> <p>以上で、私の質問は終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p>
<p>議長</p> <p>町長</p>	

最後の3番目の答弁は、いらんかと思いますが、一応作りまし
たので、民間の運営が理想というご趣旨だと思いますけれど、企業
経営ではですね、利益と効率だけを求めれば、民間運営が理想とい
うふうに、当然、認識もしているところでございますけれども、この海
の駅は、地域に密着をしてですね、地場製品の売上が、なんとか、
雇用に繋がったり、雇用の確保ということ、あるいは、地元商店との
共存ということも目指しておりますので、ただ単に、儲ければ良いと
いうふうには考えていないところでございます、がですね、やはり、も
う4年、5年も経ちまして、売上もある一定の限界のところまできてい
るのかなあという感じもしております。

今のところ黒字を維持しているというような状況だというふうに考
えておりますけれども、出店者個々人の一定の収入にもなっており
ますし、町経済の循環にもなっているというところでございますが、地
域の実情としてですね、商店の維持という課題もございましてけれど
も、雇用を守り、人件費の負担も含めですね、経営責任体制など
が、しっかりとした民間企業や町負担のですね期待しない経営者、
あるいは、信頼できる組織や企業がですね、現れれば、経営を移管
する、指定管理者として任すことも検討しなければならないという時
期も、来るのではないかなというふうに、念頭にも置いておるところで
ございます。

今後ですね、利益と効率だけを求めることではなくて、地域に密
着できる経営主体、信頼できる具体的なお話などがあれば、町の条
件なども提示してですね、これからの町営から切り離していくとい
うことも、検討して参りたいというふうに考えております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(西岡 尚宏議長)

1番、平山照生君の質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

これにて、本日の会議を閉じます。

これで、平成30年第1回東洋町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

これにて、議会放送を終了いたします。

(閉会時間:13時40分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員